松江市国民健康保険特定健康診査（個別）実施要領

１．目的

「松江市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を実施し、この結果から、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことでメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少を図り、生活習慣病の発病及び重症化を予防することを目的とする。

２．根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 19 条の規定により定める「松江市国民健康保険特定健康診査等実施計画」及び、同法第 20 条の規定に基づき特定健康診査（以下「特定健診」という。）を行うものであり、同法第 28 条（実施の委託）により、松江市が医療機関に事業を委託し実施する。

３．対象者

松江市国民健康保険（以下「松江市国保」という。）の被保険者のうち、当該年度の特定健診受診日に 40～74 歳の者（当該年度中に 40 歳になる者も含む）で、健診実施機関に松江市国保特定健診受診券を提出したものを対象とする。

ただし、特定健診実施当日に松江市国保の資格を喪失している者、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 1 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 20 年厚生労働省告示第 3 号で規定するもの）は除く。

４．受診回数

特定健診の受診回数は、第 3 項で定める対象者 1 人につき、年 1 回とする。

５．実施形態

松江市内及び周辺の医療機関で事業を受託する旨申出のあった医療機関（以下「特定健診実施医療機関」という。）に委託して実施する。

松江市国保特定健康診査業務代行機関として、支払業務、健診データ管理業務等を島根県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託する。

なお、委託料については、別途業務委託契約書で定める。

６．受診券の交付

松江市は、対象者に松江市国保特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）を交付する。

７．受診資格の確認

特定健診実施医療機関は、受付時に受診券及び加入する公的医療保険を証するもので対象者であることを確認し、受診券は健診実施医療機関が受領し、決済が終了した当該年度末まで保管する。

なお、受診時に受診券を持参しない者は、受診できないこととする。また、紛失等で受診者が受診券を所持していない場合は、受診者本人が松江市に受診券の再発行を請求し、松江市は対象者であることを確認した後、再発行する。

８．自己負担金

特定健診実施医療機関は、対象者であることを確認したうえで、自己負担金は無料とする。

９．記録票

特定健診の記録票は、松江市健康診査記録票(成人・高齢者）もしくは、これに準ずるものを使用する。

１０．特定健診項目、判定

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）、特定健康診査及び特定保健指導の実施について（平成 20 年 3 月 10 日付　健発第 0310007 号厚生労働省健康局長通知）に基づき実施する。

（１）特定健診項目

松江市国保特定健診に限り、次の項目を受診者全員に実施することとする。

項　目		内　容
基本的な健診項目	①問診	既往歴、自覚症状、服薬状況、喫煙歴等
	②身体診察	視診、聴診、触診
	③身体計測	身長、体重、BMI、腹囲
	④血圧測定	収縮期、拡張期
	⑤血中脂質検査	空腹時中性脂肪（随時中性脂肪）※1、HDL コレステロール、LDL コレステロール(Non-HDL コレステロール)※2
	⑥肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、r-GT(r-GTP)
	⑦血糖検査	空腹時血糖（随時血糖）※3、HbA1c
	⑧尿検査※4	尿糖、尿蛋白
詳細な健診項目	⑨貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値
	⑩心電図検査	安静時の標準 12 誘導心電図
	⑪眼底検査 ※5	
	⑫腎機能検査	血清クレアチニン（eGFR による腎機能の評価を含む）
市独自項目	⑬痛風等検査※6	血清尿酸

※1　やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。なお、空腹時とは絶食 10 時間以上とする。10 時間未満の者は「随時」とし、食後時間を記入する。

※2　空腹時中性脂肪または随時中性脂肪が 400 mg/dl 以上又は食後採血の場合、
LDL コレステロールに代えて、Non-HDL コレステロールの測定でも可とする。

※3　やむを得ず空腹時以外において採血を行い、HbA1c を測定しない場合は、食直後を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。 なお、空腹時とは絶食 10 時間以上、食直後とは食事開始から 3.5 時間未満とする。

※4　生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査は、検査不能として実施を行わない場合も認める。

※5　眼底検査は眼科医が実施する。結果判定は「眼底所見判定基準」（日循協編）を Scheie 分類にあてはめて判定する。糖尿病網膜症所見の判断基準は、Davis 分類にあてはめて判定する。併せて、眼圧検査等眼科疾患に係る検査も行うこと。

※6　血清尿酸は、松江市の施策として全員に実施する。

（２）その他、同時に実施する検診

希望者には、健康増進法により松江市が実施する大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診を同時に実施するものとする。各検診の実施については、各検診実施要領に基づき実施する。

（３）メタボリックシンドローム判定

表 1 の基準に基づき、「基準該当」、「予備群該当」について判定する。

【表 1　メタボリックシンドローム判定基準】

腹囲	追加リスク※	メタボリックシンドローム判定
	①血圧 ②脂質 ③血糖	
≧85cm（男性）	2つ以上該当	基準該当
≧90cm（女性）	1つ該当	予備群該当

※追加リスクの基準
①血圧　収縮期　130mmHg以上または、拡張期85mmHg以上または、高血圧症に対する薬剤治療中
②脂質　中性脂肪150mg/dl以上または、HDLコレステロール40mg/dl未満または、脂質異常症に対する薬剤治療中
③血糖　空腹時血糖110mg/dl以上または、HbA1c6.0%以上または、糖尿病に対する薬剤治療中

（４）医師の判断区分

①詳細な健診項目は、表 2 の実施基準詳細項目ごと（眼底検査を除く）に実施理由を判断する。

②総合判定は、「1：異常なし」「2：要指導」「3：要医療」「4：治療中」とする。

【表 2　詳細な健診項目の実施基準】

検査項目	実施出来る条件（基準）
貧血検査 （赤血球、血色素、ヘマトクリット値）	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者
心電図検査 （12 誘導心電図）	当該年度の健診結果等において 収縮期血圧　140mmHg 以上　若しくは　拡張期血圧　90mmHg 以上 または問診等で不整脈が疑われる者

検査項目	実施出来る条件（基準）
眼底検査　※5	当該年度の健診結果等において、①または②に該当した者 ①血圧　収縮期血圧　140mmHg 以上　または　拡張期血圧　90mmHg 以上 ②血糖　空腹時血糖または随時血糖　126mg/dl 以上　または HbA1c　6.5%以上 ＊ただし、当該年度の健診結果等において血圧基準に該当せず、かつ血糖検査の結果が確認できない場合、前年度の健診結果等において血糖検査の基準に該当する者を含む。
血清クレアチニン検査	当該年度の健診結果等において、①または②に該当した者 ①血圧　収縮期血圧　130mmHg 以上　または　拡張期血圧　85mmHg 以上 ②血糖　空腹時血糖または随時血糖　100mg/dl 以上　または HbA1c　5.6%以上

１１．特定健診の結果説明と情報提供

特定健診実施医療機関は、健康手帳等を用いて、特定健診結果を説明する。説明の際には、自らの健康状態を理解でき、生活習慣改善の重要性を深めるための情報を提供するとともに、以下のことについて実施する。なお、健康手帳は必要な者に対し、随時交付する。

（１）特定保健指導の利用勧奨

特定健診結果から表３の基準により特定保健指導の対象となる可能性のある受診者には、松江市が作成したチラシなどを用いて、利用勧奨を行う。

（２）慢性腎臓病（CKD）リスク者への対応

特定健診結果から、慢性腎臓病（CKD）が疑われる対象者（別添）には、別に定める「松江市国民健康保険慢性腎臓病重症化予防事業実施要領」に基づき実施する。

【表３　特定保健指導対象者基準】

<table>
<tr><th rowspan="2">腹囲</th><th>追加リスク※</th><th rowspan="2">④喫煙(注)</th><th colspan="2">対象</th></tr>
<tr><th>①血圧 ②脂質 ③血糖</th><th>40～64歳</th><th>65～74歳</th></tr>
<tr><td rowspan="3">≧85cm（男性）
≧90cm（女性）</td><td>2つ以上該当</td><td></td><td rowspan="2">積極的支援</td><td rowspan="3">動機付け支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1つ該当</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>なし</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">上記以外で
BMI≧25kg/㎡</td><td>3つ該当</td><td></td><td rowspan="2">積極的支援</td><td rowspan="4">動機付け支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2つ該当</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>なし</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>1つ該当</td><td></td></tr>
</table>

（注）喫煙の斜線は、階層化の判定が喫煙の有無に関係ないことを意味する。質問票において「以前は吸っていたが、最近１ヶ月は吸っていない」場合は「喫煙なし」として扱う。

※追加リスクの基準

①血圧：収縮期 130mmHg 以上または拡張期 85mmHg 以上または高血圧症で薬剤治療をしていない。

②脂質：空腹時中性脂肪 150mg/dl 以上(やむを得ない場合は随時中性脂（175mg/dl 以上)または HDL コレステロール 40mg/dl 未満または脂質異常症で薬剤治療をしていない。

③血糖:空腹時血糖100mg/dl以上(やむを得ない場合は随時血糖100mg/dl以上)またはHbA1c(NGSP値)5.6%以上または糖尿病で薬剤治療をしていない。

１２．請求データの提出について

（１）特定健診実施医療機関は、特定健診結果及び請求内容をデータ化して、支払代行機関である国保連合会に提出する。提出にあたっては、国保連合会が定めたデータ方式及び提出方法とし、国保連合会が指定する期日までに請求する。

（２）国保連合会は、請求データを確認し、過誤があれば特定健診実施医療機関に差し戻し、その他の部分は、委託料から徴収金を控除した額を特定健診実施医療機関に支払う。この時、前月以前の過誤を調整する。

（３）松江市は、請求の内容を確認し、過誤があれば国保連合会に差し戻し、調整した後、委託料から徴収金を控除した額を支払代行機関に支払う。

１３．眼底検査について

（１）対象者

眼底検査の対象者は、松江市国保の特定健診実施医療機関で受診した者とする。

（２）眼底検査記録票

①眼底検査は、松江市眼底検査記録票を用いて実施する。
松江市眼底検査記録票は、3枚複写になっており、それぞれの用途により分けてある。
1枚目（松江市用）・・・眼底検査実施医療機関から松江市への提出用。
2枚目（健康診査実施医療機関用）・・・特定健診実施医療機関への提出用。
3枚目（眼底検査実施医療機関用）・・・眼底検査実施医療機関の保管用。

②特定健診実施医療機関は、眼底検査依頼票にある健康診査受診日、医療機関名、健診担当医師名を記載する。また、眼底検査対象者のカナ氏名欄から健診等参考情報記入欄までを記入する。

③眼底検査実施医療機関は、記録票に検査結果、検査担当医療機関、担当医師名、医療機関番号を記入する。

④記入後の眼底検査記録票は、眼底検査実施医療機関から、2枚目（健康診査実施医療機関用）を特定健診実施医療機関へ送付し、結果を報告する。

（３）記録票・請求書等の提出

①眼底検査実施医療機関は、当月実施分の記録票（松江市用）に必要な書類を添えて、速やかに松江市に提出する。

②松江市は、提出された記録票等の内容を確認し、問題がなければその旨を眼底検査実施医療機関へ伝え、眼底検査実施医療機関は速やかに請求書を提出する。

附　則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。
この要領は、平成31年4月1日から施行する。
この要領は、令和2年4月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。
この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和６年４月 １日から施行する。
この要領は、令和７年４月 １日から施行する。
この要領は、令和８年４月 １日から施行する。

（別添）

松江市慢性腎臓病重症化予防のためのフロー図

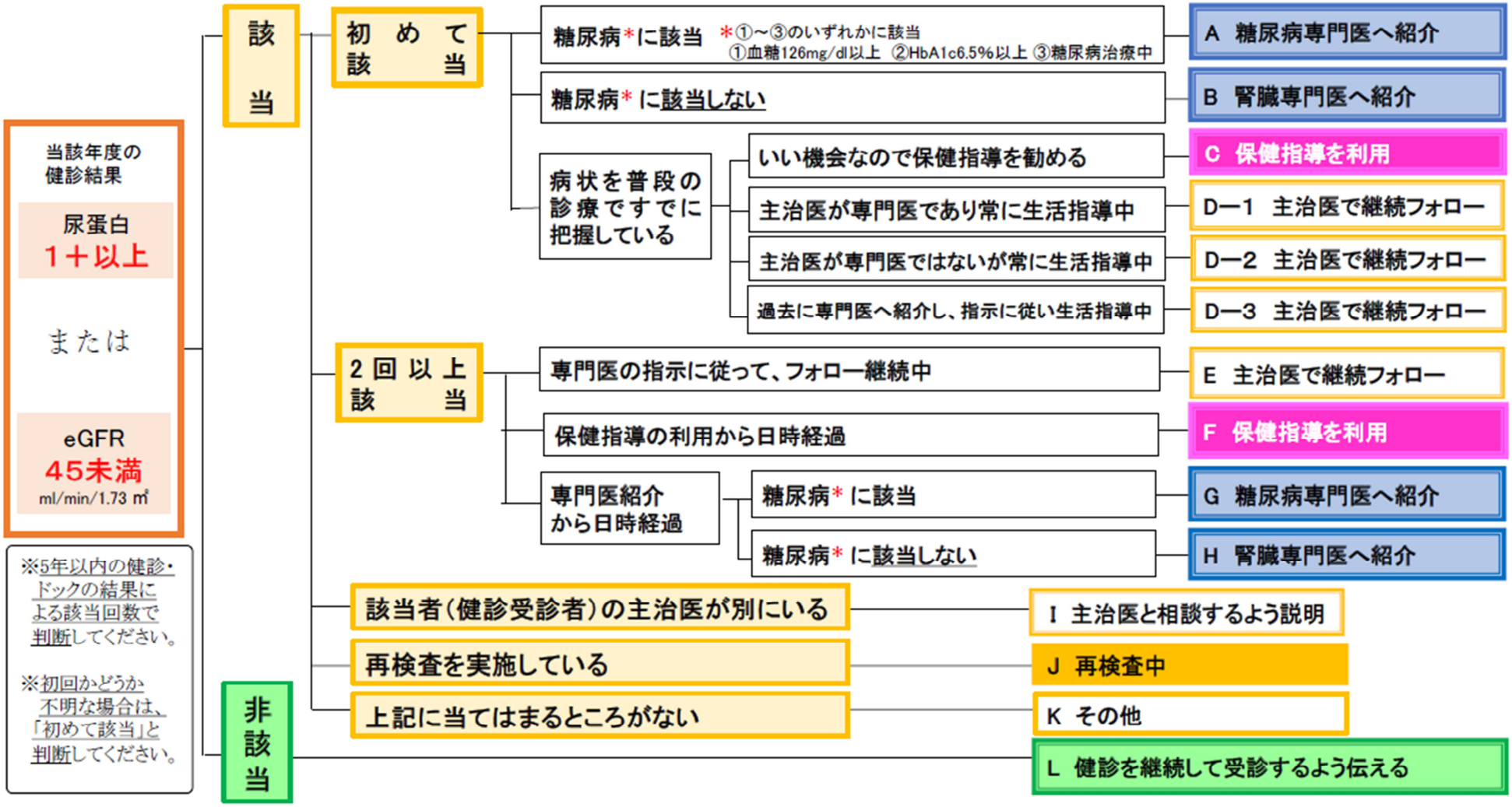

（令和 7（2025）年 4 月改定）